



関市 洞戸村 板取村 武儀町 上之保村

創刊号

2003.5.15

関市・武儀郡4町村

合併協議会だより



会長あいさつ

関市・武儀郡4町村合併協議会

会長 関市長

後藤 昭夫

「関市・武儀郡4町村合併協議会だより」の創刊にあたり、一言「あいさつ」を申し上げます。

市町村合併につきましては、本協議会の前身である「中濃地域市町村合併検討協議会」が、中濃地域二市二町三村での合併の可能性を検討する場として昨年十月九日に設置され、二月二十七日までに計六回の協議会が開催されましたが、七市町村揃つての合意に至らず、「関市への編入合併そして名称は関市として早期に法定協議会を立ち上げ、本格的な協議を進める」との関市の考えに賛同された洞戸村・板取村・武儀町及び上之保村の一市一町三村の新たな枠組みで法定協議会を立ち上げることになったものです。

わが国は将来人口の減少が予想される中で、本格的な少子

高齢社会の到来を目前に控え、福祉サービス等の需要がますます高まってきております。また、景気の低迷により税収の伸びが見込まれない状況下で地方分権の推進や地方交付税の見直し等、市町村を取り巻く情勢はますます厳しくなることが予想されており、市町村合併はこれらの課題に対する有効な解決策の一つと考えられております。

当協議会では、関係市町村が合併した場合の「市町村建設計画」の作成や「合併に関する協議」等、あらゆる事項の協議を進めてまいりたいと考えております。協議会で検討された内容については住民の皆様に関し、「ご意見をいただきながら運営に努めてまいります」。

十年後、二十年後のこの地域の将来を見据え、住民の皆様の期待にこたえられる「新しい関市」を目指し十分検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

合併協議会設置に至る経緯

平成十四年十月九日に関市・美濃市及び武儀郡五町村による任意協議会「中濃地域市町村合併検討協議会」を設立し、今年二月二十七日までに六回の会議を開いて合併の協議を進めてきましたが、七市町村での合意に至らず、関市・洞戸村・板取村・武儀町及び上之保村の五市町村により法定協議会を設置することとなりました。

三月十四日に五市町村による法定協議会の設置議案が各市町村議会において議決され、三月十七日の告示により正式に「関市・武儀郡4町村合併協議会」が設置されました。

三月二十五日には岐阜県へ合併協議会の設置届及び合併重点支援地域指定申請書を提出し、四月十日に県から合併重点支援地域として指定を受けました。

第一回合併協議会の内容

三月三十一日午前十時より関市役所・大会議室において、第一回関市・武儀郡4町村合併協議会が開催されました。協議会設立までの経緯の説明、会長・副会長の選任、参与・監査委員の委嘱の後、次の事項の報告及び次の議案について協議され、五市町村の合併について検討する体制が整いました。その後、各市町村より派遣された事務局の職員が紹介されました。

【報告事項】

- 一 関市・武儀郡4町村合併協議会規約について
- 二 諸規程について
 - 関市・武儀郡4町村合併協議会幹事会規程
 - 関市・武儀郡4町村合併協議会事務局規程
 - 関市・武儀郡4町村合併協議会財務規程
 - 関市・武儀郡4町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

【協議事項】

- 一 関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の制定について
- 二 関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会の設置及び規程の制定について
- 三 関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の制定について
- 四 平成十五年度事業計画について
- 五 平成十五年度予算について

協議会委員

会 長 後藤 昭夫(関市長)

副 会 長 長屋 勝司(板取村長)

監 査 委 員 田中 善隆(板取村議長)

委員の構成

| | 首長 | 議長 | 議員 | 学識 経験者 | 計 |
|------|----|----|----|-----------|----|
| 関 市 | 1 | 1 | 3 | 1 | 6 |
| 洞戸村 | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 |
| 板取村 | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 |
| 武儀町 | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 |
| 上之保村 | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 |
| 計 | 5 | 5 | 11 | 9 | 30 |

参 与 田代 一弘(中濃地域振興局振興局長)

オフザーバー 棚瀬 直美(中濃地域振興局武儀事務所長)

関市・武儀郡4町村合併協議会規約（要約）

（協議会の設置）

第1条 関市、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村（以下「構成市町村」という。）は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、関市・武儀郡4町村合併協議会とする。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

1 合併に関する協議
新市建設計画の作成
その他合併に関し必要な事項

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、関市に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して、委員の中から選任する。

（委員）

第7条 委員は、構成市町村ごとに各6名とし、次の者をもって充てる。

構成市町村の長

構成市町村の議会の議長

構成市町村の議会議員

構成市町村の学識経験者

委員は、非常勤とする。

（参与）

第8条 構成市町村の長の協議により、協議会に参与を置くことができる。

2 参与は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の1/3以上の者から請求があるときはこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時等は、あらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第11条 会議は、委員の1/2以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議の議事その他必要な事項

は会長が会議に諮り別に定める。

（関係者の出席）

第12条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議にて、意見等を聴くことができる。

（小委員会）

第13条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（幹事会）

第14条 会議に付すべき事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局職員は、構成市町村の長が協議して定めた者を充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監査）

第18条 協議会の出納の監査は、構成市町村の長が協議して定めた者1名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査を行ったときは、速やかにその結果を会長に報告しなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第19条 協議会の会長、委員、参与、監査委員等は、報酬又はその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第20条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、告示の日から施行する。

平成十五年三月十七日から施行

関係規程の説明

新市建設計画作成小委員会について

【役割】

この小委員会は、「新市建設計画」の作成について調査研究や審議を行います。

【組織】

委員は、次に掲げる者の中から協議会の会長が委嘱します。

各市町村の助役

市町村の職員各1名

市町村の学識経験者各3名

計25名

【委員長等】

委員長及び副委員長各1名を委員の中から互選します。

【会議】

合併協議会の会長が求めるときや委員長が必要と認めるときに招集します。

会議は公開しません。

【報告】

小委員会の調査又は審議の結果等は、協議会に報告されます。

新市建設計画作成小委員会の構成

| | |
|-------|-----|
| 市町村助役 | 各1名 |
| 市町村職員 | 各1名 |
| 学識経験者 | 各3名 |
| 計 | 各5名 |
| 合計 | 25名 |

幹事会について

【役割】

幹事会は、協議会の会長の指示を受けて、協議会に提案する事項等について、事務レベルでの協議・調整を行います。

【組織】

幹事会は、次の幹事で組織します。

各市町村の助役

関市の総務部長

計6名

【役員】

幹事会に次の役員を置きます。

幹事長1名

副幹事長1名

【会議】

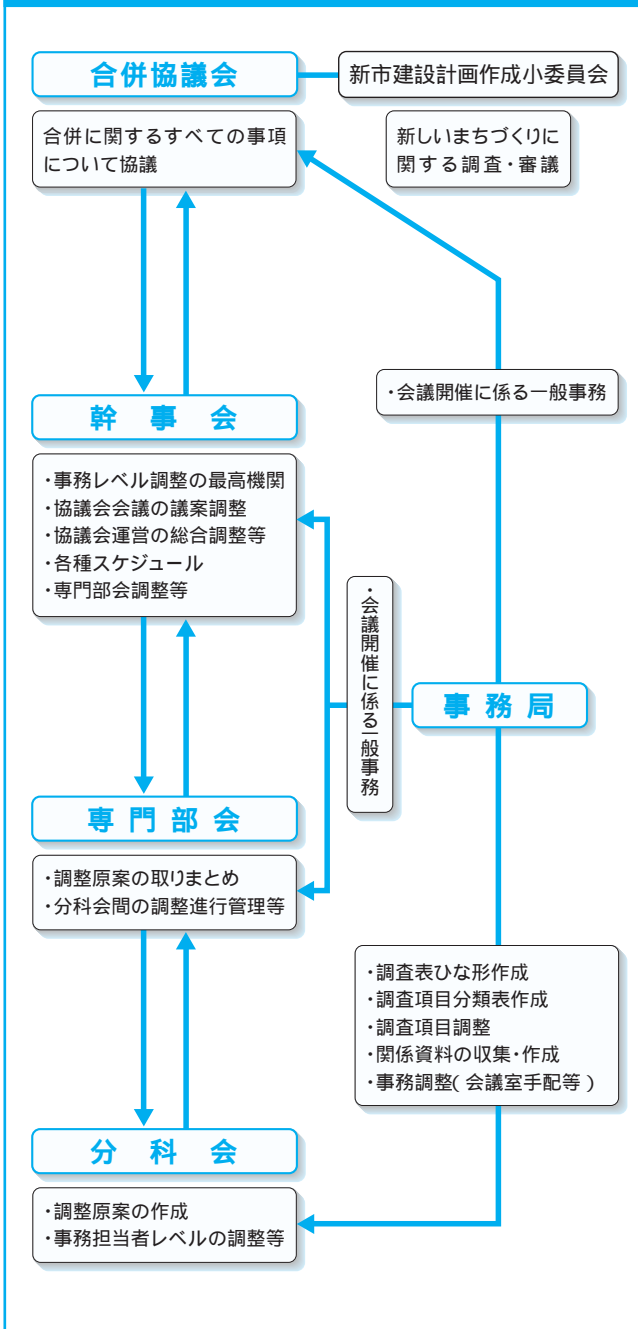
会議は、幹事長が必要に応じて招集します。

会議は公開しません。

【報告】

幹事会の協議経過や結果については、協議会に報告されます。

関市・武儀郡4町村合併協議会組織図



【専門部会の設置】

事務を円滑に行うため、幹事会に専門部会を置きます。

【専門部会の委員】

専門部会の委員は、担当分野の部長もしくは課長相当職にある職員が担当します。

【専門部会の役員】

専門部会に次の役員を置きます。

- 部長 1名
- 副部長 1名

【分科会の設置】

さらに細かい事務を処理するため、専門部会に分科会を置きます。

【分科会の委員】

分科会の委員は、構成市町村の担当分野の課長、課長補佐、又は係長相当職にある職員が担当します。

【分科会の役員】

分科会に次の役員をおきます。

- 分科会長 1名
- 副分科会長 1名

幹事会の構成

| | |
|--------|------|
| 市町村助役 | 各 1名 |
| 関市総務部長 | 1名 |
| 合計 | 6名 |

事務局について

【役割】

事務局では次のような事務を行っています。

- 協議会の会議に関すること
- 協議会の資料作成
- 広報紙やホームページ等による広報活動
- 協議会の庶務に関すること
- その他協議会の運営に関すること

【職員の配置】

事務局には、事務局長、事務局次長、班長及び職員、計十二名が関係5市町村から派遣されています。

事務局職員の構成

| | |
|------|-----|
| 関市 | 4名 |
| 洞戸村 | 2名 |
| 板取村 | 2名 |
| 武儀町 | 2名 |
| 上之保村 | 2名 |
| 合計 | 12名 |

会議の傍聴について

【傍聴の手続き】

合併協議会の会議は傍聴することができですが、傍聴されるときは、当日、受付にて本人の

住所、氏名を傍聴人受付簿に記入していただきます。なお、会場の都合により入場者数を制限することがあります。

【所持または着用しては

いけないもの】

鉄器、棒など他人に危害を加えるおそれのある物

プラカード、旗、のぼり等

はち巻、腕章、たすき、リボン、

ゼッケン、ヘルメット等

ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラ、

映写機等

笛、ラッパ、太鼓その他の楽器

その他、会議を妨害したり、人に迷惑をかけると思われるものを

持っているたり、酒気を帯びていると認められる方は入場できません。

【傍聴人に守っていただくこと】

会議中の発言等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと

はち巻、腕章、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと

飲食及び喫煙をしないこと

みだりに席を離れ、又は不体

裁な行為をしないこと

そのほか会議の秩序を乱したり、妨害になるような行為をしないこと

【写真等の撮影及び録音等の禁止】

傍聴席においては、写真、映画等を撮影したり録音等は禁止します。

ただし、議長の許可を得た場合は認めます。

【その他】

傍聴については、職員の指示に従っていただきます。

会議中に会議を公開しない議決があつたときは、退場していただくことがあります。

また、規程に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあるときは、議長の命令により退場していただきます。

第二回協議会開催の予定

5月27日(火)
午前10時より
関市役所6階大会議室

会議の日程等につきまして、わからない場合は事務局へお問い合わせください。

平成15年度 関市・武儀郡 4町村合併協議会事業計画

1 会議の開催

協議会、幹事会を随時開催します。専門部会及び分科会を適宜開催し、協議に必要な資料等を作成します。

2 市町村建設計画の作成

市町村建設計画を作成します。必要に応じて新市建設計画作成小委員会を開催し意見を求め、調整を図ります。

関係市町村の総合計画の現状について調査、研究します。

3 協定項目の調整

合併協定項目の協議に向けて調整を図ります。

負担とサービス等の問題点を整理し、事務事業の一元化を図ります。

4 情報の提供

協議会は公開を原則とし、広報紙の発行やホームページを開設するなど、住民への情報提供に努めます。

平成15年度 合併協議会予算の概要

< 歳 入 >

(単位:千円)

| | |
|------------|--------|
| 1 分担金及び負担金 | 30,000 |
| 1 負担金 | 30,000 |
| 1 負担金 | 30,000 |
| 関 市 | 7,690 |
| 洞 戸 村 | 5,570 |
| 板 取 村 | 5,550 |
| 武 儀 町 | 5,620 |
| 上之保村 | 5,570 |
| 2 諸収入 | 2 |
| 1 預金利子 | 1 |
| 1 預金利子 | 1 |
| 2 雑入 | 1 |
| 2 雑入 | 1 |
| 歳入合計 | 30,002 |

< 歳 出 >

(単位:千円)

| | |
|---------------|--------|
| 1 事業費 | 29,802 |
| 1 運営費 | 8,653 |
| 1 会議費 | 3,857 |
| 2 事務局費 | 4,796 |
| 2 事業推進費 | 21,149 |
| 1 調査研究費 | 17,325 |
| 新市建設計画策定 | |
| 事務事業一元化支援業務 | |
| 例規立案・策定支援業務 | |
| 電算システム統合基本設計 | |
| 2 広報費 | 3,824 |
| 「合併協議会だより」印刷費 | |
| ホームページ開設・更新費用 | |
| 2 予備費 | 200 |
| 歳出合計 | 30,002 |



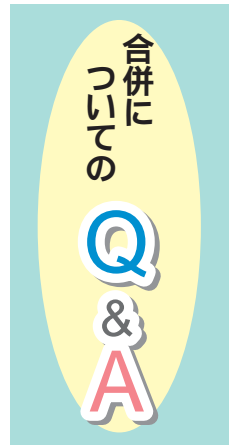
5市町村の状況

| 区分 | | 関市 | 洞戸村 | 板取村 | 武儀町 | 上之保村 | 合計 | |
|------|-----------|-----------------|---------|-------|--------|-------|-------|---------|
| 人口 | 人口総数 | 人 | 74,438 | 2,316 | 1,921 | 4,220 | 2,483 | 85,378 |
| | うち15歳未満人口 | 人 | 11,805 | 272 | 220 | 586 | 325 | 13,208 |
| | 人口に占める割合 | | 15.9% | 11.7% | 11.5% | 13.9% | 13.1% | 15.5% |
| | うち65歳以上人口 | 人 | 11,632 | 691 | 657 | 1,244 | 775 | 14,999 |
| | 高齢化率 | | 15.6% | 29.8% | 34.2% | 29.5% | 31.2% | 17.6% |
| 世帯 | 世帯数 | 世帯 | 24,086 | 736 | 659 | 1,168 | 744 | 27,393 |
| | うち高齢世帯 | 世帯 | 2,330 | 197 | 182 | 224 | 75 | 3,008 |
| | 全世帯に占める割合 | | 9.7% | 26.8% | 27.6% | 19.2% | 10.1% | 11.0% |
| | 1世帯当たり人数 | 人 | 3.1 | 3.1 | 2.9 | 3.6 | 3.3 | 3.1 |
| 地勢 | 総面積 | Km ² | 102.51 | 40.08 | 187.35 | 65.27 | 49.32 | 444.53 |
| | 可住地面積 | Km ² | 60.27 | 4.35 | 4.83 | 6.37 | 4.09 | 79.91 |
| | 可住地割合 | | 58.8% | 10.9% | 2.6% | 9.8% | 8.3% | 18.0% |
| 経済基盤 | 納税義務者数 | 人 | 31,171 | 904 | 608 | 1,539 | 949 | 35,171 |
| | 人口に占める割合 | | 41.9% | 39.0% | 31.7% | 36.5% | 38.2% | 41.2% |
| | 農業粗生産額 | 百万円 | 4,450 | 200 | 50 | 190 | 140 | 5,030 |
| | 製造品出荷額等 | 百万円 | 229,569 | 3,250 | 292 | 4,851 | 2,307 | 240,269 |
| | 製造業従業者数 | 人 | 11,439 | 221 | 60 | 499 | 163 | 12,382 |
| | 商業年間販売額 | 百万円 | 176,821 | 2,020 | 640 | 2,653 | 1,461 | 183,595 |
| | 商業従業員数 | 人 | 6,598 | 198 | 53 | 214 | 112 | 7,175 |

人口・世帯・地勢 平成12年10月1日現在

経済基盤 納税義務者とは平成13年度の市町村税所得割納税者

農業粗生産額・製造品出荷額等・商業年間販売額等は平成11年度調査による



Q 合併協議会の役目とその構成は？

A 合併協議会とは、地方自治法第252条の2及び合併特例法第3条に基づき、合併を前提とした関係市町村が集まり、新しい市を建設するにあたって、公共料金やサービス水準などの調整(すり合わせ)をはじめ、合併に関するあらゆる事柄の協議を行う組織です。合併協議会の委員は、関係市町村の長、議会の議員及び学識経験者の中から選任されます。この協議会で策定される「新市建設計画」(新しい市のまちづくり計画)は、住民にとって合併に関する具体的な判断材料となります。

Q 合併までのスケジュールは？

A 合併協議会において合併に関するあらゆる事項を協議し、事業等(のすり合わせ)や新市建設計画の策定を行います。そして、主要な合意事項は合併協定書として調印し、各市町村議会の議決を経て合併申請書を県へ提出、県議会の議決・知事の決定の後、総務大臣の告示により新市誕生となります。

Q 市町村合併には期限があるのですか？

A 期限はありません。ただし、合併特例債などの財政支援を受けることができる、合併特例法の有効期限は平成十七年三月三十一日となっていますので、期限内の合併が有利だと考えられます。

今後、合併協議会において合併の期日を決定することになります。

Q 役所や学校などが統合されて、不便になりませんか？

A 通常は、合併前の役場庁舎を、合併後の支所や出張所として活用しているケースが多いようです。ですから住民票や戸籍、それに国民健康保険の届出など住民の窓口サービスは今までとあまり変わることもなく受けられるよう配慮します。

学校については、合併してすぐに統合さ

れることはないと思われます。合併により通学区域が見直されることで、自宅からより近い学校に通うことが可能になる場合も考えられます。

Q 合併したら職員や議員はどうなるのですか？

A 合併の効果として人件費の削減が挙げられますが、職員については法により編入される町村職員の身分を保障するよう定められていますので、時間の経過とともに削減されることとなります。なお合併後は、総務や企画部門で重複する職員を福祉部門などへ配置し、住民サービスの充実・向上を図るとする考え方が一般的です。

編入される町村長をはじめ助役、収入役、教育長については身分を失うこととなります。編入される町村議会の議員についても、定数や在任に関する特例制度もありますが、削減されることとなります。

ホームページをご覧ください

合併に関する情報を掲載しています。
皆さんからのご意見や質問を「ご意見箱」にお寄せ下さい。



URL <http://www.city.seki.gifu.jp/chuno-gappei/>

EメールやFAXでもどうぞ……………

E-Mail chuno-g@atlas.plala.or.jp

FAX 0575-23-9907

お知らせ

◆ 次号より各市町村の紹介を掲載します。
◆ 施設や観光、行事など様々な情報をお知らせいたしますので楽しみに。

編集発行

関市・武儀郡4町村合併協議会

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地 関市役所6階
TEL 0575-23-9960 FAX 0575-23-9907
URL <http://www.city.seki.gifu.jp/chuno-gappei/>
E-Mail: chuno-g@atlas.plala.or.jp



合併協議会および、古紙配合率100%の再生紙と地球に優しい植物性大豆インキを使用しています。